

第5回総合教育会議

次 第

平成28年6月28日（火）13:00～ 庁議室

1. 事務連絡（事務局）
 2. 議事
むつ市教育大綱（案）について
①スポーツ・レクリエーション活動の充実について
②社会教育の充実について
 3. その他
-

第5回総合教育会議座席表

	宮下市長	
村中委員		宮浦委員
納谷委員		遠島教育長
	高瀬委員長	
	事務局	
傍聴席	傍聴席	傍聴席

むつ市教育大綱 スポーツ活動の充実〈案・補足〉

すべての子ども達がそれぞれ関心を持つスポーツ活動を選択できる体制を整え、スポーツを通して努力を継続することで得られる達成感や年齢の異なる子ども達と集団で活動することで生まれる人間関係の形成等、心身ともにバランス良く成長できるよう環境の整備に努めます。

【小学校のスポーツ活動補足】

- ・少子化により部員数が減少していることから、児童数の少ない学校でも興味を持つスポーツを選択できるよう、地域の実情に応じた体制作りについて、校長会、市連P、スポーツ少年団、体育協会等関係機関との連携を図りながら支援します。
- ・学校部活動では教員の高齢化等により指導者が不足してきていることを受け、スポーツ少年団への移行について支援します。

児童の少子化への対策例

- ・複数校の学校部活動を統合スポーツ少年団へ移行（脇野沢、川内など）
- ・既存のスポーツ少年団への移行（大畑近隣地区）

指導者の不足への対策例

- ・地域が主体となるスポーツ少年団への移行
- ・学校部活動への外部指導者の派遣
- ・教員も顧問として関わり、技術指導のみを外部指導者に委託

【参考】

※「小学校学習指導要領解説 体育編 平成20年6月 文部科学省」
〈クラブ活動、運動部の活動〉

「運動部の活動は、主として放課後を活用し、特に希望する児童によって行われるものであるが、児童の能力や適性などを考慮し、教師などの適切な指導の下に、自発的、自主的な活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である。」

とされていることから、スポーツ少年団へ移行する前に、部活動数や対外試合参加数の見直しや、合同チームの可能性など、まず、既存の学校部活動を維持することを前提に進めます。

→「主として放課後を活用し」：教育課程外の活動であることを指している。

→「教師などの適切な指導」：慣例のもとに「教師」と入っているが、強調されているのは「適切な指導」と読み取れる。

【中学校のスポーツ活動補足】

- ・教科や行事、特別活動等で学んだことを生かしながら、生徒が自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会となるよう、これまでと同様に部活動の意義を尊重しながら実施します。
- ・少子化により部員数が減少している学校もあることから、合同チームの可能性や長期的な視野に立った競技種目数の見直し及び地域の人々の外部指導者への活用などについて、学校の活動を支援します。

【参考】

※「中小学校学習指導要領解説 総則編 平成 20 年 9 月 文部科学省」

〈1 3 部活動の意義と留意点等〉

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」

とされていることから、生徒が部活動で自らの適性や興味・関心等をより深く追求していけるよう、これまでと同様に部活動の意義を尊重しながら実施します。

→ 「教育課程との関連が図られるよう留意する」

：教育課程外の活動であるが、教育課程において学習したことを踏まえ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すことを指しています。

→ 「連携などの運営上の工夫を行う」

：地域の人々を外部指導者に活用するなど教職員だけでなく、地域と連携して運営に努めていくことを指しています。

子ども達の個々の可能性を発掘し、最大限発揮できるよう学校、体育協会、スポーツ少年団や関係団体、スポーツ推進委員等と連携しながら、地域の実情を踏まえた上で、専門的な指導者の確保、養成に努め、ジュニア競技者の育成・強化を図ります。

【補足】

・放課後のスポーツ活動において、競技経験のない教師が指導を担当する場合がありますが、これでは教師にも負担がかかり、教わる児童、生徒の能力を十分生かすことも難しくなります。しかしながら、子ども達の放課後の練習時間に合わせて指導できる人材を探すことは非常に難しいことから、指導者バンクを設立し指導者を登録し、要請に応じて指導者を派遣できるシステムを作ります。また、指導者を対象とした講習会への参加、指導者研修会等の開催を通じて、指導者の育成に努め、各競技において、全国大会等で活躍する選手が育成されるなど、むつ市の競技力が向上することを目指します。

子ども達が運動・スポーツに親しむ環境を充実させ、家庭、学校、地域において健康づくりを目指しながら、子どもの夢を育み、トップレベルのスポーツ選手と交流する機会を創出するため、プロスポーツ選手やトップアスリートによるスポーツ教室やプロスポーツの興業を開催するとともに大会等の誘致に努めます。

【補足】

・むつ市の小中学生の肥満傾向児出現率をみると、むつ市はいずれの学年でも全国平均、青森県平均を大きく上回っており、肥満児童・生徒が多い傾向が示されています。小中学校や若い世代の肥満を解消するため、まずは運動・スポーツする機会を作り、健康となることが大前提となり、また、スポーツに関心、興味を抱くためにも、プロスポーツ選手やトップアスリートとの交流やプロバスケットボール等や各種競技の全国大会の開催を誘致することが重要と考えます。

1. 長期総合計画における位置づけ

基本方針 1. 地域の個性を生かした特色あるまちづくり

施策項目 (4) 個性豊かな地域文化の伝承と創造

施策内容 ①地域文化の発掘創造及び保存伝承

主要計画 1) 地域に根ざす伝統文化の発掘

2) 食文化の発掘

3) 伝統文化の担い手の育成

4) 伝統文化の記録保存

施策内容 ②地域文化の発信交流

主要計画 1) 市民による文化活動の促進

2) 文化を通じた地域間交流の促進

基本方針 3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策項目 (3) 教育充実

施策内容 ③社会教育の充実

主要計画 1) 生涯学習の情報提供と相談体制の充実

2) 多様な学習環境の整備

3) ボランティア活動の支援・充実

4) 学校教育と地域の協働による教育活動の推進

5) 芸術・文化活動の推進

6) 文化財保護の推進

7) 地域文化の発掘・蓄積・発信・交流

8) 生涯学習関連施設、拠点の整備

9) 生涯学習に関わる人材発掘と育成

2. 現状と方向性

(1) 個性豊かな地域文化の伝統と創造

各地区に伝わる山車行事や神楽等の伝統芸能は、県の文化財に指定されるなど貴重な文化として位置づけられているものがあります。また、休止した伝統芸能が、地区有志により復活した事例などもあります。これら伝統芸能は、地区住民により傳承されていますが、若者が地区から離れ、まつり等の開催時のみ帰省して伝統芸能に携わるという状況の地区もあり、傳承が危ぶまれる地区が増えることが予想されます。また、これら伝統芸能に用いられる衣装、道具及び楽器について、長年の使用による劣化などが見られ、修理が必要な状況にもかかわらず、経費がかかることから修理できず、そのまま使用している状況であります。

戦後、高度経済成長と技術革新により、生活様式が大幅に変化し、以前の生活で日常的に使用されきた生活道具が姿を消しつつあります。また、各家に伝えられてきた文書や冠婚葬祭用具などが蔵の取り壊しや家の建て替えにより、処分されるなどして当時の様子を知る貴重な資料が失われることが憂慮されます。

音楽、演劇、舞踊等の文化芸術は、個人の趣味や教養、精神的な満足あるいは生きがいなど、人々が心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものであります。市内には各分野ごとにサークルや団体が存在し、自らの活動の推進や発表の場を設けることを目的に、むつ市文化団体協議会が設立され、年に1回、盛大に文化祭を催しています。その活動を支援するため、会場使用料の助成や活動に対する補助金を支給するなど、支援を行っています。

また、活動については、国の補助金や民間の助成事業など幅広い支援があることから、これらの支援事業の情報提供に努め、文化活動の活性化に努めています。

しかしながら、会員の固定化及び高齢化が進み、活動の休廃止する各団体・サークルなどが見られます。芸術文化活動が、一部住民のものという意識があることから、一人一人が芸術文化を楽しみ、ふれることで、そこから新たな芸術文化を創造することができる環境の整備が必要です。

(2) 社会教育の充実

【生涯学習社会の推進】

教育基本法において、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とされております。生涯学習は、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、社会教育、文化・スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習のことを指します。

誰もが生涯にわたり、いつでも、どこでも学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が生涯学習社会であります。

近年の少子高齢化や若者の流出、そして人口減少など、地方を取り巻く状況が刻々と

変容し、それに伴い生活スタイルが多様化するなど、様々な変化が見られます。このように、多様で変化する社会に対応するには、学校で学んだことだけでは解決できず、生涯を通じて一人ひとりの潜在能力を最大限伸ばしていくことが求められています。

いま、自分の豊かで安らぎのある生活をするため、地域の課題として何が存在し、その原因は何か、それに対して対策などの解決方法があるのかを学び、自ら考えて行動する活動をしていくことが必要です。

【学習情報の提供体制】

生涯学習の推進を図るため、市ホームページや広報むつへの掲載、FMアジュール広報などを活用し、学習情報を市民へ提供しています。また、学習方法の相談や学習プログラムの開発など、専門知識を持った社会教育指導員を配置し、相談体制の充実を図っています。

学習機会の提供は、教育委員会のみではなく市長部局でも提供しており、さらに、民間事業者等からも提供されていることから、学習機会情報の一元化を図り、市民が情報を探すときは、一箇所で見つけられるシステムの構築が必要です。

【学習コンテンツの見直し】

市民の学習内容は、趣味・教養に関するものが大半を占めます。

同じ趣味を持つ者、同様の事象を学ぶ者同士が集い学習することは、自ら知識を得るだけでなく、お互い切磋して学習をさらに深めていくことで有効であります。また、学習を活かして、主体的に行う活動は、地域に必要とされる人材を育成でき、さらに、活動を通じて、人々との信頼関係や一体感が生まれ、地域コミュニティづくりを推進に繋がっていくと思われれます。

【人材発掘・ボランティア養成と活用】

多様な学習要求に対し、行政のみで全ての学習提供は限界があります。そこで、社会人や人生の第2ステージを歩もうとしている現役を引退された方々の豊富な経験や知識・技能を活かしていただき、自主的に活動できるサークルやボランティア団体等を育成することで、住民の生きがいの創出が図られるほか、学習要求にも応えることができます。

このような活躍の場の提供は、今後の学校運営や放課後の子どもの在り方に、地域が一体となって子どもを育てる機運や協働体制につながるものと考えます。

【文化財の保護と保存・活用】

文化財の本来の価値を損なわないよう保存すると同時に、地域の活性化等に文化財の積極的な活用が図られることにより、地域住民や関係団体等がその価値を正しく理解するとともに、「この文化財を自分達が守り、伝えていく」という、保存・活用の担い手・当事者としての意識が醸成され、文化財を適切に後世に継承されることにつながります。さらに、地域振興、観光・産業振興、まちづくり、教育等の資源になります。

文化財の活用に当たっては、住民を活用し、当該文化財を含むその地区の歴史、風土、

生活などを交えて、誰に向けて、どのような手法を利用して行うかなど、効果が十分発揮できる活用方法を検討する必要があります。

市内の各地区には、神楽や獅子舞等の無形民俗があります。しかし、少子高齢化により伝承者がいなくなることが予想される地区もあるため、映像として保存し、後世に復活できるよう対策が必要です。

また、重要文化財や貴重な作品、収集品などは、耐震、防火及び防犯対策等が施された施設での公開が求められることから、今後、歴史資料館等の展示施設の建設について検討が必要です。

【生涯学習関連施設の運営と整備】

先に述べたとおり、多様で変化する社会の中で、住民の生活スタイルは多種多様になり、人の関心・趣味などはそれぞれ異なり、それら学習要求にきめ細かく対応していくことは極めて難しくなっています。

社会教育施設は、その要求に可能な限り応え、多くの住民が利用したいと思わせる環境・条件作りの努力が必要です。

また、気軽に利用できる施設づくりをするためには、各種の実践や研修を通して職員のスキルの向上を図り、住民がほしい情報を提供できる、親身になった相談など、職員の気質・能力と力量の向上が求められます。また、住民の学習ニーズを日常的に探し出し、それに応える講座開設など、コーディネーターとしての役割も求められます。

公民館活動の推進（中央・川内・大畑・脇野沢）

【重点項目】

- (1) 公民館の適正管理と運営の充実
- (2) 公民館事業の推進
- (3) 社会教育団体等の育成支援
- (4) 生涯学習関連施設等との連携促進
- (5) 視聴覚ライブラリーの充実

(1) 公民館の適正管理と運営の充実

(現状) 公民館施設の老朽化が進み、維持管理費及び施設の修繕等が必要になってきている。また、地区公民館（川内地区 14 館・大畑地区 7 館）の老朽化も著しく修繕等も増えて来ている。

(課題) 公民館については、市民が安心して利用及び活動ができるよう整備する。

地区公民館については、地域住民による自主的管理のもと、地域コミュニティの場として活用されているため、老朽化による破損の著しい部分については早急の対応が必要になってきている。

(2) 公民館事業の推進

(現状) むつ市民大学等の各種公開講座及びゼミナールについては、参加者の声、アンケートを基に運営委員が自ら企画立案し実施している。その他の講座、教室等も時代のニーズにあった学習を実施している。また、事業実施にあたり、以前までは、募集及び周知については月 2 回の市政だよりを利用していたが、現在では、月 1 回ということスペースの関係、掲載時期等で大々的に取り上げて貰えない状況である。

(課題) 広報むつだけでなく、対象者にあった周知、募集を行う必要がある。

(3) 社会教育団体等の育成支援

(現状) 社会教育指導員（1 名）を設置して女性団体や各団体等に助言、指導などの支援を行っている。

(課題) 少子高齢化の影響で各団体の会員数の減少が見られる。中には活発に活動している団体もあるが、さらに、団体間の連携を図りながら活発に活動、学習が出来るよう支援が必要である。

(4) 生涯学習関連施設等との連携促進

(現状) 市町村（東通村、風間浦村、大間町、佐井村）との連携し下北美術展（児童・生徒、高校・一般）を実施している。

(課題) 連携している市町村（東通村、風間浦村、大間町、佐井村）でそれぞれの移動展を開催し下北美術展の啓蒙を図る。

(5) 視聴覚ライブラリーの充実

(現状) 定期的に学校、保育所（園）で活用出来るアニメ等の教材を購入したり、高齢者向けの教材の購入も行っている。

(課題) デジタル化により視聴覚教材（アナログ）への影響も大きい。視聴覚ライブラリーについての必要性について状況を踏まえながら協議していく必要がある。

以上から公民館としては、今後どうしていかなければならないか？

(取り組み)

公民館施設の老朽化、少子化及び高齢化がすすむなか、公民館全般の事業についても大きな影響が出てくると思われる。これから、これらの問題に対応しながら、更には多種多様化する学習ニーズに応え、生きがいの創造を推進しながら市民の生涯学習及び社会参加活動の場として施設の充実、学習内容（事業）充実を図りながら、時代にあった公民館運営を推進していく。

むつ市立図書館の抱える課題、今後の方向性について

◎現状と課題

1. 商用データベースの計画的拡充

現在、紙媒体で資料提供している官報や法規集、新聞縮刷版等について、職員の負担軽減、リアルタイムでの資料提供、書架スペースの有効活用等の観点から、今後、順次、データベース化を進めて行く必要がある

【参考】

追録代 676千円、官報購入費 44千円

2. 障害者サービスの充実

身体の不自由な方でも気軽に遠慮なく安心して図書館を利用し、知的欲求を満たしていただくため、拡大図書器の設置や青森県視覚障害者センターと連携しての点字資料、録音資料（デージー資料等）の活用促進を図る必要がある。

また、対象となる方々（身体の不自由な方々）への当該サービスの内容周知について、その方策も考えなければならない。

3. 地域資料（郷土資料）の収集と整理

図書館法第3条第1項第1号に（図書館奉仕）として、「郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供すること。」と規定されており、公立図書館においては、郷土資料等を収集し、地域住民からの資料提供に応えるべく整理、提供出来得る体制を整えておくことが命題とされている。

しかしながら、施設内の資料保管スペースが狭隘であること、現状の人員配置では、労力に限界があること等により、積極的な取り組みが困難な状況にある。

4. 長寿命化を図るための施設の計画的改修

平成11年11月に建設された当館も既に16年が経過し、季節により原因不明の雨漏りが発生する等、時に支障が見受けられることから、総体的な施設点検を行い、長寿命化を図るための計画的な改修、メンテナンスが必要である。

◎今後の方向性

現在、地方における人口減少や高齢化、少子化が顕著であることから、図書館の利用者数、書籍の貸出数共には減少傾向にある。

このような中、図書館においては、地域住民の知的好奇心を刺激するとともに多岐に渡る知的欲求、研究心に応えるため、蔵書のタイムリーな配架、市民の求めに応じた配架、計画的でバランスのとれた配架等に創意工夫、配慮が求められており、多くの方々に図書館を利用していただくためには、気兼ねなく快適に図書館を利用していただくための接遇を含めた環境整備、集客に効果的なイベントの企画・開催、利用者が興味を抱くような書物の展示コーナーの設置等の配慮も必要である。

また、今後は、特に障害者に配慮したサービスの充実が必要であり、視覚障害者情報センターと連携した身体の不自由な方々への図書館サービスの確立、周知、提供等について、力を注いで行かなければならない。

更に、少子化に伴う児童、生徒の図書館利用者の減少については、現在、各学校への移動図書館車（BM）の運行や各学校の図書室の在り方（レイアウト、分類方法、効果的配架等）等に関し、図書館の職員を派遣し、支援等を実施している。今後は、各学校との連携により児童、生徒の読書に対する知的好奇心を刺激する方策を講じて行く必要がある。

いずれにしても、利用し易い親しみの持てる公立図書館、弱者を含めた利用者に配慮したサービス、利用者及び貸出数の増加に向けた方策を構築し、常に公立図書館としての進化を追求して行く必要がある。